

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

下記の①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります）
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

<早見表>

家族構成例	非課税相当収入額
(例) 夫婦 + 子1人	168.0万円
(例) 夫婦 + 子2人	209.7万円
(例) 夫婦 + 子3人	249.7万円
(例) 夫婦 + 子4人	289.7万円

2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に**令和3年7月中旬頃に振り込みます**。

★ご注意ください★

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要です**。
- ▶ 町民税務課または各事務所の窓口にて申請書をご記入の上、ご提出ください。

【申請期限】 令和4年2月28日(月)

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015
今庄事務所 ☎ 0778-45-1111
河野事務所 ☎ 0778-48-2111